

《別ファイル「公募要領（橋梁維持管理・トンネル維持管理・水中維持管理・災害調査・災害応急復旧）」より続く》

（3）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

- 1）現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価に関わる者（専門部会、事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2）応募技術を現場検証する上で、関係する法令に適合していること。
- 3）応募技術を、本公募における現場検証及び評価を行う、または、公共事業等の一般的な調達手続きで活用する場合に、特許権等の権利が障害や制約にならないこと。

3. 応募資格

応募者は、以下の2つの条件を満足するものとします。

- ・「個人」、「民間企業」または「大学等^{※10}」であること（ただし、「個人」及び「大学等」については、2年以内の事業化を前提とし、民間企業と共同開発している場合に限る）。

※10 大学等とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、国立研究開発法人、社団法人、研究組合等をいいます。

- ・予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

（1）資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送または持参にて提出してください。

（2）提出（郵送）先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当宛

5. 公募期間

平成27年5月28日(木)～平成27年6月18日(木)（当日消印有効）

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所が有る等の場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について、別途、連絡調整します。

7. 現場検証対象技術の決定

（1）決定方法

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、技術の開発状況ならびに現場検証実施段階で想定される完成度から現場検証及び評価に適しているかどうかを判断し、現場検証対象技術を決定します。

- 1）公募技術（基本要件等）、応募資格等に適合していること。

2) 現場検証にあたり安全性等に問題がないこと。

3) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

ただし、今回の現場検証を行うことができる数に限りがあることから、応募資料及びヒアリング等に基づき、より現場検証に適していると判断される技術から選考する場合があります。

(2) 決定結果の通知・公表

応募者に対して決定されたか否かについて文書で通知します。また、決定された技術については、適宜、協議の上、可能な範囲で国土交通省ホームページ上に公表します。

決定結果の通知・公表の時期は、平成27年7月頃を予定しておりますが、応募状況等により変更する場合があります。

(3) 決定通知の取り消し

決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

1) 決定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき。

2) 決定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。

3) その他、決定通知の取り消しが必要と認められたとき。

8. 現場検証

決定された技術は、次のとおり現場検証を行います。

(1) 検証場所、検証方法及び検証期間

検証現場及び検証方法については、別紙1で示す検証候補地に対する各応募者からの場所及び方法に係る提案を踏まえて、適宜、協議の上、決定します。ただし、応募技術の特性や現場状況等によっては、検証候補地以外の場所で現場検証を実施する場合があります。

検証期間は、平成27年10月から12月を予定しておりますが、現場状況等により変更する場合があります。

なお、応募技術の開発状況や現場状況等によって、現場検証の実施が困難と見込まれる場合は、協議の上、現場検証を実施しないことがあります。この場合、当該技術に対する評価は実施致しません。

(2) 検証の費用負担

応募する技術の検証に係る費用として、以下の項目は事務局が負担し、それ以外は応募者の負担とします。不明な点は、適宜、協議の上、決定します。

- ・ 応募技術の優位性等を確認するために従来技術との比較が必要と判断される場合、その比較のために従来技術により点検する場合に掛かる費用

- ・ 応募技術の現場検証において、基本要件に対する達成度等の評価のために評価者側が行う測定に掛かる費用

- ・ 検証現場における共通する安全確保に必要な費用（ただし、応募者が本来実施すべき安全確保は除く。また、現場検証に係る応募者の保険は、応募者の負担とする。）

- ・ その他、応募者の負担とすることで、応募者間に過度の不公平が生じる費用

(3) 現場検証の公開

現場検証は原則として公開で行います。詳細は各現場検証の実施に際して決定します。

9. 評価

現場検証の結果を踏まえて、次のとおり評価を行います。

(1) 評価の目的

社会インフラの重要な課題解決に資するロボットについて、現場検証を通じた評価を行うことで、より実用性を高めるための開発・改良を促し、また、優れたロボットについては現場での活用・普及を促進する。

(2) 評価の視点

次の視点を基本として、各技術の特性に応じて評価を行います。

- 1) 「2. 公募技術」における「基本要件」及び「公募技術に期待する項目」に対する達成度
- 2) 1) 以外で、現場検証を通じて把握された課題及び効果
- 3) 今後の開発・改良に向けた発展性

(3) 評価結果の通知・公表

- ・各応募技術に係る評価結果は、各応募者に対して通知するものとします。
- ・また、評価結果について、NETIS（新技術情報提供システム）等の情報共有システムを活用して、効果的な活用または改良・開発を目的に、可能な範囲で一般公開を行います。
- ・なお、上記の公開範囲については、各応募者と協議の上、決定します。

10. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 昨年度、本取組に応募した者で引き続き現場検証・評価を希望する場合は、改めて応募する必要があります。
- (3) 応募された資料は、本公募に係る現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価以外に無断で使用することはありません。
- (4) 応募された資料は返却いたしません。
- (5) 決定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (6) 決定された技術の検証にあたり、応募者にはその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。
- (7) 応募に際しましては、国土交通省ホームページの『ロボット公募専用ページ』をご覧ください。
国土交通省ホームページ：
ホーム>政策情報・分野別一覧：「総合政策」>基本情報：「建設施工・建設機械」
(※公募に係る情報を随時更新致します。)
- (8) 公募技術に関する問い合わせに関しては以下の通り受け付けます。

1) 問い合わせ先（事務局）

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当

E-Mail: robotech@mlit.go.jp

※原則、上記E-mailにてお問い合わせください。

これにより難しい場合は、下記電話またはFAXにてお問い合わせください。

(電話；課内直通) 03-5253-8286 (ファックス；課内直通) 03-5253-1556

2) 期 間：平成27年5月29日（金）～平成27年6月17日（水）

(土・日・休日を除く平日の9:30～17:00 までとします。ただし12:00～13:00 は除きます。)